

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称		令和2年 第3回福津市教育委員会定例会
開 催 日 時		令和2年3月24日(火) 午後 3時30分から 午後 5時08分まで
開 催 場 所		福津市役所 本館2階 庁議室
委 員 名		(1) 出席委員 柴田教育長、藤井委員、今村委員、半澤委員 (2) 欠席委員 青木委員
所 管 課 職 員 職 氏 名		榊教育部長、重富教育部理事兼教育総務課長、神山学校教育課長、八尋郷育推進課長、堀田文化財課長、宮原主幹兼教育施設係長、永松主幹兼指導主事、伊澤指導主事兼教育指導係長、藤岡指導主事兼教育指導係長、笹田総務企画係長、松本
会 議	議 題 (内 容)	・議案第2号福津市立小中学校管理規則を改正することについて ・議案第3号福津市教育支援センター設置規則を改正することについて ・議案第4号福津市教育委員会事務局の組織に関する規則を改正することについて ・議案第5号福津市通級指導教室設置規則を改正することについて ・議案第6号福津市語学指導員規則等を廃止することについて ・議案第7号福津市立学校共同学校事務室の組織、運営及び事務処理に関する規程を制定することについて ・議案第8号福津市語学指導員就業規程を廃止することについて ・議案第9号福津市立学校事務共同実施の組織運営等に関する規程を廃止することについて ・議案第10号福津市スクールソーシャルワーカー設置要綱を制定することについて ・議案第11号福津市部活動指導員設置要綱を制定することについて ・議案第12号福津市いじめ問題対策連絡協議会委員及び福津市いじめ防止対策審議会委員の委嘱について ・報告 ・その他
	公開・非公開の別	☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 一部公開
	非 公 開 の 理 由	
	傍 聴 者 の 数	0人(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため傍聴は中止)
	資 料 の 名 称	
会 議 録 の 作 成 方 針		☐ 録音テープを使用した全文記録 ☒ 録音テープを使用した要点記録 ☐ 要点記録
会 議 録 署 名 委 員		柴田教育長 半澤委員
そ の 他 の 必 要 事 項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 日程第1 開会の宣言

柴田教育長：それでは、皆さんこんにちは。

令和2年第3回福津市教育委員会定例会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

教育委員会構成員数5名中、ただいまの出席委員は4名で、定足数に達し委員会は成立しましたので、会議を開会させていただきます。

直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

2 日程第2 会議録署名委員の指名について

柴田教育長：それでは、会議録署名委員の指名を行います。

福津市教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、本日の会議録は私と、半澤委員で確認・署名をさせていただきます。

3 日程第3 議案第2号福津市立小中学校管理規則を改正することについて

柴田教育長：それでは、日程の第3 議案第2号福津市立小中学校管理規則を改正することについて、これを議案といたします。それでは事務局に提案理由の説明を求めます。

神山学校教育課長よろしくお願いいたします。

神山課長：議案第2号 福津市立小中学校管理規則を改正することについてでございます。

今回改正をいたしますのは、平成29年4月に学校教育法（昭和22年法律第26号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されまして、共同学校事務室の設置が法制化されたことに伴いまして、関連する福津市立小中学校管理規則の改正を行うものです。

これにつきましては、これまでも福津市におきましては、他の地区と同様に、グループ実施ということで、自主的な事務の運用グループをつくって実施をしておりました。しかし、法律の改正により、共同学校事務室の設置が法制化をされましたので、形をしっかりと整えるということで、改めるものでございます。

新旧対照表で確認をさせていただきたいと思っております。

福津市立小中学校管理規則第18条の2の中で、「学校事務共同実施」という位置づけでグループ実施をさせていただいておりましたものを、第18条の2を全て改正いたしまして、

「学校事務共同実施」を「共同学校事務室」というようにさせていただきます。

「共同学校事務室」の第18条の2の内容につきましては、法律に基づく内容、それを県のほうの準則に従い、整備をさせていただきます。

法制化されたことにより、運用面については、今後、自主的な運用から、組織的な事務処理体制が確立されるということです。それから法律に基づいて、これまで主任や副主任など、任意の運用の組織であったものが、今後室長や副室長というように位置づけが明確にできるようになることにより、室長の権限や、責任の委譲などについてを検討し、事務の運用の効率化をはかっていくということです。

以上でございます。

柴田教育長：本件に対して何か御質問はありませんか。

今村委員：3ページの「第18条の2」の4に、『当該事務職員をもって室長に充てることが困難であるときその他特別な事情があるときは、当該事務職員以外の者をもって室長に充てることができる。』とあるのですが、例えば2つの学校があり、その2つの学校の事務職員の方を室長に充てることのできない場合があるということですか。

神山課長：基本的には、ないと考えられますが、その実施グループの事務官の中で、経験年数などを含めて、適任でない方がある場合については、別の方ができるとのことだと思います。

現在の学校事務共同実施の中においても、主任と副主任を決めていただいて、その方を中心に、事務処理実習をさせていただいておりますので、見た目上は、4月から共同学校事務室に変わったからといって、いきなり何かが大きく変わるということではありません。

今後の体制整備に向けて、まずは制度組織的な事務処理体制としてやりましょうということです。これについては、宗像市さんとも事務局同士のすり合わせをさせていただきましたし、宗像地区の事務官の話し合いの中でも、足並みをそろえていただきたいということで、合意をしましたので、宗像地区においては、来年度から学校事務共同実施から共同学校事務室に移行していくということです。

今村委員：分かりました。

柴田教育長：他に何かお聞きになりたいことはございませんか。

それでは、議案第2号福津市立小中学校管理規則を改正することについての採決をさせていただきます。原案のとおり承認をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

4 日程第4 議案第3号福津市教育支援センター設置規則を改正することについて

柴田教育長：それでは、日程の第4、議案第3号福津市教育支援センター設置規則を改正することについて、これを議案といたします。

神山学校教育課長、提案をお願いします。

神山課長：失礼します。

議案第3号福津市教育支援センター設置規則を改正することについてでございます。

提案理由です。令和元年の10月に、文部科学省から「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」の通知がなされております。その中におきまして、不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があると、明記をされております。それに合わせまして規則の改正をさせていただくものでございます。

5ページの、「福津市教育支援センター設置規則の一部を改正する規則（案）」をご覧ください。

文章の表現の中で、第1条中の「学校生活への復帰」という部分を「社会的自立」というように改めさせていただいております。それから、第6条第4号及び第5号、並びに第9条第1項中にあります「学校復帰」という言葉を「社会的自立」に改めるものでございます。それから、第14条におきましても、「学校復帰」を「社会的自立」に改め、それから、「学校及び保護者」の欄を「学校等及び保護者」に改めさせていただいております。

以上です。よろしくお願いいたします。

柴田教育長：それでは、議案第3号に関する質疑を受け付けます。今村委員どうぞ。

今村委員：今説明があったように、第14条の「学校及び保護者」を「学校等及び保護者」に変更するということですが、「等」の中には何が入りますか。例えばフリースクールといったものが入るということですか。

神山課長：様々な支援の関係機関が入ります。フリースクールを含めて、ということになると思いますが、学校と保護者のみならず、様々な支援の関係機関が入るという意味合いで、改正をさせていただいております。

今村委員：「社会的自立」ということは、必ずしも「学校復帰」だけが目的ではないと解釈するということですね。

柴田教育長：旧の「学校生活への復帰を図ることを目的とする」は、学校に行けていないことは罪悪だという捉え方をされる可能性があります。新の「社会的自立を図ることを目的とする」は、必ずし

も、学校に行けていないことは良くないことではない、という表現です。学校へ行かなくても自分で勉強をする方法もあります。例えば高校の検定試験に合格し、大学受験をすることも可能ですので、そのような意味合いがあります。

今村委員：分かりました。当然、保護者に対しても、このような趣旨が伝わっていないといけませんよね。

柴田教育長：はい。国の方がこのように改めましたので、それに沿って今回、規則を改正するということです。

今村委員：はい。分かりました。

柴田教育長：それでは、議案第3号福津市教育支援センター設置規則を改正することについて、承認をされる方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

5 日程第5 議案第4号福津市教育委員会事務局の組織に関する規則を改正することについて

柴田教育長：それでは、日程第5、議案第4号福津市教育委員会事務局の組織に関する規則を改正することについてです。榊教育部長より説明をお願いします。

榊部長：議案第4号福津市教育委員会事務局の組織に関する規則を改正することについてです。新たに1つの係を増やす規則改正でございます。

現在、学校教育課は、『学務係』、『教育指導係』、『保健給食係』と、3係を有しておりますが、4月1日以降、『みらい教育係』の新設を予定しております。後ほど、諸報告の「市職員の人事異動について」のところでも、説明を加えたいと思います。9ページの下段に、『みらい教育係』の項分掌事務ということで、

「(1)新たな学校づくりの企画及び調整に関すること。

(2)ICT(情報通信技術)教育の推進及び環境整備に関すること。

(3)小中一貫教育の推進に関すること。

(4)ESD(持続可能教育)の調査及び研究に関すること。」と書いております。新設校につきましては、諸報告の「3月議会報告について」のところで、詳細に説明をしたいと考えておりますが、一番大きなところは、現状の大規模校及び過大規模校に対する対応策も含めて考えていく必要はあるということです。

これまで大規模校について、とりたてて対策というものがとれていませんでした。教職員の加配や、効果的なカリキュラムのあり方、そのようなところを、指導主事の先生方と一緒に考

えていく必要があります。施設的な面でも、運動場が狭くなっていることは、当然承知の部分ですが、何らかの遊具の設置や、そのようなところを含めて対応していく必要性を感じております。このようにハード面とソフト面の両面を担っていく役割を持つ部署でございます。

4月以降で、新設校の建設について、仮に方針が決定したとしても、4年から5年が必要になります。その間の経過の部分でも、しっかりと対応していく必要があるということで、令和2年4月1日から、『みらい教育係』の新設をさせていただきたいと考えております。

説明については、以上でございます。

柴田教育長：ありがとうございます。学校教育課に、新たに『みらい教育係』を設置するというところでございます。

本件に関する質疑を受け付けます。何かお聞きになりたいことはありませんか。

それでは、議案第4号福津市教育委員会事務局の組織に関する規則を改正することについて、承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、議案第4号は、原案のとおり承認されました。

6 日程第6 議案第5号福津市通級指導教室設置規則を改正することについて

柴田教育長：日程第6、議案第5号福津市通級指導教室設置規則を改正することについてを議題といたします。

神山学校教育課長、説明をお願いいたします。

神山課長：失礼します。

議案第5号福津市通級指導教室設置規則を改正することについてでございます。

令和2年度から中学校に通級指導教室を新設することができるようになりました。それに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

17ページをお願いいたします。概要を説明させていただきます。

今回、中学校の通級指導教室につきましては、福間東中学校を拠点として、設置をいたします。

福間中学校と津屋崎中学校の通級の生徒さんへの指導につきましては、巡回の方向で指導ができるような体制をつくる準備を現在しております。

これまでは小学校の通級指導教室のみで、福津市通級指導教室設置規則には、「児童」という言葉しかございませんでした

ので、「児童」の部分全て「児童生徒」に改めさせていただきます。

また、入室の申出書の提出先につきまして、明確にするために、第7条の1項を改めさせていただきます。入室の際の提出先を、「在籍学校長」から、「在籍学校長（未就学児及び小学6年生は入学予定学校長。）」に改め、提出先が分かりやすくなるように明記をさせていただきます。

また、届け出の様式等につきまして、中学校の分も代用できるように、文言を改めさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

柴田教育長：ありがとうございました。

本件に関する質疑を受けます。

ないようですので、採決をとらせていただきます。議案第5号福津市通級指導教室設置規則を改正することについて、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員賛成）

ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、議案第5号は原案のとおり承認されました。

7 日程第7 議案第6号福津市語学指導員規則等を廃止することについて

柴田教育長：議案第6号福津市語学指導員規則等を廃止することについてです。

重富理事、説明をお願いします。

重富理事：議案第6号福津市語学指導員規則等を廃止することについての説明を行います。

26ページに17の規則を載せています。こちらを全て廃止するということです。

提案理由です。地方公務員法及び地方自治法の一部改正があり、今まで市で任用していた臨時職員や非常勤職員が基本的には廃止されました。一部は残るのですが、原則廃止され、全て一般職の会計年度任用職員に移ることになりました。

この17の規則は、特別職の非常勤職員を採用するためにつくられていた規則であり、今後は採用しないということになりますので、この規則を全て廃止します。これが、この議案の提出理由でございます。

この会計年度任用職員への移行は、働き方改革の同一労働や同一賃金という観点から、非正規職員の賃金労働条件を改善するというのが、一つの理由です。また、この非常勤特別職は、我々一般職と違いまして、地方公務員法の適用がなく、法的な守秘義務がないということで、非常に大きな問題があるということを、以前から言われていました。従いまして、一般職

に移行し、地方公務員法の適用をするということも、今回の会計年度任用職員制度導入の大きな目的となっております。

これまで、非常勤特別職の採用については、必ずこの教育委員会会議で、委員の皆様の御承認をいただき、採用ということになっていました。しかしこれからは、一般職になりますので、普通の臨時職員と同様に、教育委員会会議にかけることなく採用していくということになります。

この１７の規則を見ていただければ分かると思いますが、例えば、スクールソーシャルワーカーや、非常勤の指導主事の先生方、中央公民館の館長などが、全て会計年度任用職員に変わります。

非常勤特別職で残るものは、例えば選挙の投票管理者や、立会人、教育委員会と言うと、学校医さんなどです。その他のほとんどの方が一般職の会計年度任用職員に変わるということです。

以上で説明を終わります。

柴田教育長：委員の皆様、何かがご質問はございませんか。

今村委員：該当する方の職場は何も変わらないということですね。守秘義務が課せられるようになったということですね。

重富理事：同じ方を採用すれば、変わりません。

一般職ですので、採用試験があります。ただそれは、書面での試験という形も取ることができます。一般職ですので、必ず公募をかけることになります。

半澤委員：短時間労働でなく、定時労働になるということなのですか。

重富理事：基本は短時間の勤務です。

１週間あたり３８時間４５分の勤務がフルタイムになるのですが、このフルタイムの採用は、基本はしないということになっています。

給料は、若干上がります。今までと比較し、勤務労働条件が若干良くなるということです。通勤距離によりますが、通勤手当も出るようになります。賞与もあるのですが、フルタイムにならないと、出ません。

今村委員：語学指導員は、ALTの方ですか。

神山課長：そうです。

柴田教育長：よろしいでしょうか。

それでは、議案第６号福津市語学指導員規則等を廃止することについての採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。全員賛成でございます。

それでは、議案第６号福津市語学指導員規則等を廃止することについては原案のとおり承認をされました。

8 日程第8 議案第7号福津市立学校共同学校事務室の組織、運営及び事務処理に関する規程を制定することについて

柴田教育長：日程の第8、議案第7号福津市立学校共同学校事務室の組織、運営及び事務処理に関する規程を制定することについてを議題といたします。

神山学校教育課長、説明をお願いします。

神山課長：失礼いたします。

議案第7号です。福津市立学校共同学校事務室の組織、運営及び事務処理に関する規程を制定することについてでございます。

先ほど御承認いただきました、共同学校事務室の具体的な運営と、事務処理等に関する規程を新たにつくるものでございます。

28ページをご覧ください。

第2条におきまして、この組織のことを書かせていただいております。組織につきましては、共同学校事務室のグループの拠点となる学校を設置校といたしまして、共同学校事務室をおかせていただく形になります。

福津市におきましては、当面は、現状の共同実施グループをそのまま継承する形にしたいと思っておりますので、グループ数は1グループになっております。小学校と中学校合わせて10校ございますが、10校で1つのグループです。現在の共同実施では、福岡中学校を拠点としており、今回はどの学校におくかまだ決まっておりますが、イメージは同じような形で、設置校をおかせていただきたいと思いますと思っております。

共同学校事務室には責任者として、室長と副室長をおかせていただきます。室長及び副室長につきましては、事務職員の中から、教育委員会が任命をさせていただきたいと考えております。

当面の間は、今のグループ実施の形で、引き続き、していきたいと思っておりますので、選び方といたしましては、今の主任と副主任のイメージになるかと思っております。

それから、設置校の校長が共同学校事務室を、監督するという形ですので、今の共同実施と変わらないような感じになります。

運営組織につきましては、第3条のほうで書かせていただいております。共同学校事務室の円滑な運営を図るため、共同学校事務室運営会議を開催するとしております。運営会議では、共同学校事務室の効果的・効率的な事務処理をはかるためであったり、学校の管理運営全般の支援のことであったりを、設置校の校長が招集をいたしまして、協議を進めていきたいと考えてお

ります。

第4条におきまして、業務のことを明記させていただいております。

第5条におきましては、室長の職務について明記させていただいております。

第6条におきまして、専決の権限を書かせていただいておりますけれども、当面の間は現状のままでいきたいというようには思っております。

それから、服務等につきましても、設置校の校長は共同学校事務室業務計画書等に基づいて管理をしていただくということです。必要があれば、共同学校事務室の事務職員に、共同学校事務室及びグループ校への出張を命じ、事務ができるような体制ということで、服務の管理は設置校の校長にさせていただくことを明記しております。

それから、第10条のところで、共同学校事務室の連絡協議会というものをつくらせていただいております。これは、準則規定に沿ってつくらせていただいております。複数の実施グループがあった場合については、共同実施の決めごとをしなければいけないときに、Aグループ、Bグループ、Cグループの設置校の代表者の方に集まっておいただき、協議をする場になるかと思いますが、福津市においては1グループ制になりますので、現状では、この第3条の運営会議の中で諮っていききたいと考えております。

それから、最後に別表（第4条関係）をつけさせていただいております。

今回準則に従い、学校事務職員の標準的職務表を整理させていただいております。準則にしたがって作らせていただいておりますので、最後の注意書きのところに、「職務内容については、主として事務職員が中心となっていく事務の範囲を示したものであるため、事務職員以外の職員が担当する職務内容も含まれている場合もあります。各学校においては、学校規模、職員体制、事務職員の配置数、経験年数、地域の実情等を考慮した上で、具体的な校内の事務分掌を定めるように配慮すること。」と明記させていただいております。標準的な職務表ということで、示させていただいておりますが、事務分掌は、学校の実情に応じて作っていただくということです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

柴田教育長：何かお聞きになりたいことは、ございますか。

今村委員：事務の先生は仕事量が多くて、大変ですね。

質問が2点あります。第6条第3項に「前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、専決させることができない。」とありますが、この「（1）事案が重要又は異例と認められる場合」と「（2）事案について疑義又は紛議があり、又は紛議を

生じるおそれがあると認められる場合」とは、例えばどういうものがあるのですか。

神山課長：そうですね。専決の案件につきましては、具体的な例をまだお示しができていない状況でありまして、当面の間は、専決権限を室長が持つということは考えておりません。従いまして今後設置後に、専決させることができる範囲や、専決できないものの例を確認していきたいと考えております。

今村委員：それともう1点は、第8条第2項に、「教育委員会は、事務職員を共同学校事務室の事務職員に充てるに当たり、福岡県教育委員会から同意を得るものとする。」とありますが、これは形式的なものだとは思いますが、なぜ同意を得る必要があるのですか。

神山課長：県の準則にしたがって、作らせていただいております。おそらく兼務事例で、室長や副室長さんという部分については、出す必要があるようです。この方を室長に、この方を副室長にということで、今も主任の場合でも出されているらしいのですが、明確にということで、兼務の届け出をしてこの方が室長です、この方が副室長です、ということを報告し、同意をいただいた上で任命をするという形になるようです。

今村委員：分かりました。

柴田教育長：それでは、質疑を終結しまして、採決をさせていただきます。

議案の第7号福津市立学校共同学校事務室の組織、運営及び事務処理に関する規程を制定することについてを原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成でございます。それでは、議案第7号は原案のとおり承認をされました。

9 日程第9 議案第8号福津市語学指導員就業規程を廃止することについて

柴田教育長：それでは、日程の第9、議案第8号福津市語学指導員就業規程を廃止することについてを議題といたします。

神山学校教育課長、提案理由をお願いします。

神山課長：議案の第8号福津市語学指導員就業規程を廃止することについてでございます。

この規程につきましては、既に任務が終了した規程でありましたが、今回会計年度任用職員等の規程の整理をしている段階で、廃止漏れがあったということが分かりましたので、この規程の廃止をさせていただくものでございます。

今村委員：どのような規程だったのですか。

神山課長：語学指導員の任用の基準等が、示してあったのだと思います。

半澤委員：昔は市が語学指導員を雇っていたのですが、今は県から派遣さ

れているということですか。

神山課長：今はALT業務については、委託です。

平成18年に、この規程を作成しておりまして、市が直接ALTさんを雇用していたときに、その条件や、職務、任用の手続のことを示しておりました。

今はALTの事業自体を、業務委託形式に変えておりますので、既にこの規程を使って任用するということがなくなっているということで、今回、整理をして、廃止をさせていただく提案です。

柴田教育長：何か他にお聞きになりたいことはありませんか。

では、議案第8号福津市語学指導員就業規程を廃止することについて、原案のとおり承認をいただける方は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第8号は原案のとおり承認をされました。

10 日程第10 議案第9号福津市立学校事務共同実施の組織運営等に関する規程を廃止することについて

柴田教育長：それでは、日程の第10、議案第9号、福津市立学校事務共同実施の組織運営等に関する規程を廃止することについてを議題といたします。

事務局に提案理由を求めます。

神山学校教育課長、お願いします。

神山課長：議案第9号、福津市立学校事務共同実施の組織運営等に関する規程を廃止することについてです。

先ほどから申し上げております、学校事務共同実施についてです。福津市立学校事務共同実施の組織運営等に関する規程につきましては、今回、共同学校事務室に移行させていただき、先ほど新たにそちらの規程を作らせていただいておりますので、廃止させていただくというものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

柴田教育長：何かお聞きになりたいことはございますか。よろしいですか。

それでは、質疑を終結して採決をさせていただきます。議案第9号を原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、議案第9号、福津市立学校事務共同実施の組織運営等に関する規程を廃止することについては承認されました。

11 日程第11 議案第10号福津市スクールソーシャルワーカー

カー設置要綱を制定することについて

柴田教育長：日程第１１、議案第１０号福津市スクールソーシャルワーカー設置要綱を制定することについてです。神山学校教育課長、提案理由を求めます。

神山課長：失礼します。

議案第１０号、福津市スクールソーシャルワーカー設置要綱を制定することについてでございます。

これにつきましては、先ほど重富理事から説明がありましたとおり、令和２年度からは、スクールソーシャルワーカーも会計年度任用職員のほうに移行させていただくことに伴いまして、スクールソーシャルワーカーの設置規則を廃止させていただいております。

身分上のことなどの部分は、会計年度任用職員としての規則のほうで、市のほうがするようになるのですが、その他必要な事項につきまして、スクールソーシャルワーカーについては、県費の補助金等を活用させていただき、福津市の事業を運用しております関係上、必要事項につきましては残す必要があるということで、身分等以外の、職務のことや、任命の仕方の部分を、規則の中から取り出しをさせていただき、今回スクールソーシャルワーカーの設置要綱として、新たに制定させていただきたいというものでございます。

以上でございます。

ベースは先ほど廃止をさせていただきました、スクールソーシャルワーカーの設置規則の中から、残すべき必要事項だけを、要綱として落とさせていただき、新たに制定をさせていただきたいというものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

柴田教育長：福津市スクールソーシャルワーカー設置要綱を制定することについてでございます。何かお聞きになりたいことはございませんか。

それでは、第１０号を原案のとおり御承認いただける方は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。したがって、議案第１０号、福津市スクールソーシャルワーカー設置要綱を制定することについては、承認されました。

１２ 日程第１２ 議案第１１号福津市部活動指導員設置要綱を制定することについて

柴田教育長：日程第１２、議案第１１号福津市部活動指導員設置要綱を制定することについてをお願いします。

神山学校教育課長、提案理由をお願いします。

神山課長：失礼します。

議案第 1 1 号福津市部活動指導員設置要綱を制定することについてです。

これも先ほど説明をさせていただいたとおり、提案理由については同じでございます。

令和 2 年度から、会計年度任用職員として任用されるようになりますので、規則の廃止を先ほどさせていただいた分でございますが、部活動指導員につきましても、先ほど同様に県費の補助を活用した事業として実施をしております。

必要な職務のことや、任命のことを、規則の中から抜き取りをさせていただき、設置要綱として新たに制定をさせていただくものでございます。

よろしくお願いいたします。

柴田教育長：それでは、部活動指導員設置要綱について質疑を受けます。

今村委員：質問です。この福津市部活動指導員設置要綱は、市で雇う部活動指導員に適用されるということですね。

神山課長：はい、そうです。

今村委員：確か各学校で 2 名でしたよね。その方だけにこれが適用されるということですか。

神山課長：そうです。学校の中で、個別に外部コーチなどに、指導をお願いしていると思いますが、その方には適用いたしません。

今村委員：その 2 名の方がどの部活になるかは、学校の裁量ですね。

神山課長：そうですね。

永松指導主事：学校によっては、教員で賄えているということで、要らないという学校もありました。

今村委員：教員の負担軽減ということで、この方法をとっているのも、活用しないのは、もったいないですね。

神山課長：そうですね。部活の種類も関係しているのかもしれませんが。

柴田教育長：他に、質問はよろしいですか。

では、第 1 1 号を原案のとおり御承認いただける方は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。したがって、議案第 1 1 号、福津市部活動指導員設置要綱を制定することについては、承認されました。

1 3 日程第 1 3 議案第 1 2 号福津市いじめ問題対策連絡協議会委員及び福津市いじめ防止対策審議会委員の委嘱について

柴田教育長：それでは、日程の第 1 3、議案第 1 2 号、福津市いじめ問題対策連絡協議会委員及び福津市いじめ防止対策審議会委員の委嘱についてを議案といたします。

神山学校教育課長、提案理由の説明をお願いします。

神山課長：議案第12号につきまして説明いたします。

現在委嘱をしております、福津市いじめ問題対策連絡協議会委員及び福津市いじめ防止対策審議会委員のうち、1名の方から、御自身のお仕事の都合で、令和2年3月31日をもっての退任の申し出が挙がっております。その方の後任の委員のお願いでございます。

42ページをお願いいたします。

今回新たにお願いをする方につきましては、臨床心理士として、スクールカウンセラーの職をもっておられる、中島良さんです。

43ページにありますとおり、現在の任期が平成31年4月1日から令和3年3月31日までとなっております、中島さんの任期につきましては、前任の岡村俊彦さんの残任期間ということで、お願いしたいと考えております。

中島さんにつきましては、現在、北九州市若松区に住所がある方で、年齢につきましては35歳ということでございます。現職といたしましては、北九州市の非常勤のスクールカウンセラー、あるいは久留米市教育委員会のいじめ問題第三者委員会の委員、それから行橋市の第三者委員会の委員もされていらっしゃるということで、このいじめ防止対策審議会の委員には適任の方であると考えております。

推薦につきましては、こちらのほうから、福岡県の臨床心理士会のほうに適任の方の御推薦をいただきたいということで、お願いを申し上げましたところ、中島さんを御推薦していただきました。御本人の内諾も得ておりますので、御承認をお願いしたいということで、御提案させていただいております。

よろしくお願いいたします。

柴田教育長：それでは、議案第12号につきまして、原案のとおり御承認いただける方は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。したがいまして、議案第12号、福津市いじめ問題対策連絡協議会委員及び福津市いじめ防止対策審議会委員の委嘱については、承認されました。

14 日程第14 報告

柴田教育長：それでは、日程第14、報告に入りたいと思います。

資料は44ページからでございます。

教育長の動静報告はいつものとおり、書面をもって報告とかえさせていただきます。

新型コロナウイルス対策会議等が2月の末からずっと入っております。

藤井委員：この対策会議は県で行われたものですか。

柴田教育長：いいえ、これは市で行われているものです。

小中学校の卒業式は簡略化して行い、修了式は、本日全ての小・中学校で実施いたしました。

今村委員：どのような形で行われたのですか。

藤岡指導主事：上西郷小学校、勝浦小学校、神興小学校の3校においては、一斉に集まっても、児童間の間隔が十分に確保できるということで、体育館に集めて通常どおりの式を行い、学級代表の児童が終了証を授与して、その後学級指導を行いました。

他の学校については原則校内放送で行い、その後校長先生の話などがありました。その後は学級の中で、引き続き春休みの過ごし方や、4月の再開に向けて宿題等を含めた学力面での学級指導がありました。学校には児童生徒も全員マスク着用で、体育館や教室では十分な換気を徹底して行うということで、それぞれ工夫していただきました。そのような形で滞りなく行われました。

今村委員：登校できて良かったですね。やはり子ども達は久しぶりに顔を合わせたでしょうからね。

藤岡指導主事：そうですね。子ども達はうれしそうでした。そのように久しぶりに会えたという感動もあったのではないかと思います。

柴田教育長：本日、萩生田文部科学大臣が記者会見していました。4月からの学校は平常どおり、と言っていますが、地域の実情に応じて市町村が判断をなさいということになっています。これについては協議をして、答申が決まり次第、教育委員の皆様に御報告を差し上げるということになります。

それから、入学式も今のところ予定どおりということにしております。中学校は4月9日（木）、小学校は4月10日（金）です。よろしくお願いいたします。

その他の今後の日程はまた後で、笹田総務企画係長の方から説明があるかと思います。

それでは、諸報告です。教育懇話会の答申について、重富教育部理事より、説明をお願いします。

重富理事：12月に教育懇話会に対して、小中連携強化ということで諮問をしておりました。この度、3月16日付で答申をいただいております。この答申を受けて、今後教育委員会としてどうするのかということが、本日の報告の一番のメインになります。大まかに申しますと、福津市全域で、小中9年間の接続を重視した教育を進めていくといった答申になっております。4—3—2制や5—4制という部分については、各中学校区で異なる可能性もあるのですが、この答申の基本にあるのはやはり小中一貫教育の導入です。この答申の内容について教育委員さんのほうでしっかり読んでいただき、次回以降の定例教育委員会の協議事項で、皆さんの自由な御意見を賜りたいと思います。教育

委員会として、どのように小中9年間の接続を重視した教育を進めていくのかを議論いただきたいと考えております。

本日はこの答申を皆さんにお配りして、次回以降この答申に基づいてまた協議をさせてもらいたいと考えております。

以上で終わります。

柴田教育長：9ページにわたる、かなりボリュームのある答申をいただいておりますが、いろいろ熟読していただいて、御意見等賜りたいと思っております。

それでは、3月議会の報告を榊教育部長お願いいたします。

榊教育部長：資料は46ページからになります。

総括質疑については、令和2年度の当初予算に対する質疑ということになってまいります。教育委員会関連の部分を含めております。これは個人の議員さんではなく、会派を組まれている代表者の議員さんが質問をする形式になっております。4人の会派のほうから質問が出ておまして、やはり多いのは新設校に関連する質問でございました。

その他にも郷育カレッジ、あるいはオリンピック関連の質問が出ております。

47ページをお願いいたします。

3月定例会の一般質問ということで、こちらは個人の議員さんが3日間かけて一般質問を行っております。こちらのほうも主たる部分は、大規模校解消のための学校新設案のハード面の部分と、先ほど理事が懇話会の答申を説明いたしましたけれども、小中一貫教育についてというところでの質問をいただいているところでございます。

まず新設校につきましては、基本的には市長のほうで、教育委員会が提案しております竹尾案につきまして、凍結ということで、現状としてはストップしているような状況でございます。

小中一貫教育については、先ほど理事のほうから、教育懇話会の答申の報告を行いました。今後教育委員会の中でも協議を重ねていきたいと考えているところでございます。平成23年から全小中学校にコミュニティ・スクールを導入しておまして、現在発展期というようなところでございます。やはり、地域を巻き込んでの学校づくり、いわゆる横の広がりを十分に現在の学校運営の中に生かされております。今度は小学校と中学校の縦のつながりの中で、児童生徒間や小中教職員間のつながりというような意味合いで、小中一貫教育を推進していきたいと考えているところでございます。

本日は答申のほうを読んでいただきたいということで終わっておりますが、答申の中身については、福岡中学校校区、福岡東中学校校区、津屋崎中学校校区にわけてそれぞれ考え方を、教育懇話会の中での議論を取りまとめたいただいております。

で、また改めてこの部分については教育委員会の中でも議論をしていきたいと考えているところでございます。

以上で、3月議会につきましては報告を終わらせていただきます。

今村委員：竹尾案は凍結ということですが、結論はいずれ出さないといけないと思います。小中一貫教育との関係もありますよね。いつ頃までを目途に結論を出すのですか。

榊教育部長：竹尾案としては、令和6年度に開校を目指してということなのですが、現状は凍結しておりますので、令和7年度、8年度、9年度、場合によっては10年度までかかる可能性があります。仮に竹尾案ではない案で用地買収などを含めた場合には、期間が見込めず、恐らく1年、2年にかかる可能性が高いのかなと思っています。特に用地買収の場合は、相続などが絡んでくることもあります。さらに、ヘクタール単位で用地が必要になってきますので、そう簡単にはいかないかなと思っています。

いずれにしろ、現状としては明確な方針が定まっていないので、今後も市長と協議をしてまいりたいと思います。

重富理事：議場では、教育委員会としては竹尾案でいきたいというのは、教育長がその場でおっしゃっているんで、あくまでも市長が予算化をしないというような状況です。

半澤委員：案がなくなったわけではないということですね。

榊教育部長：そうです。凍結という言い方をされています。

重富理事：場合によっては、総合教育会議を設けて、その場で教育委員会としての考え方を市長にもう一回話をするというのも一つの案かなとは思っています。

柴田教育長：また、教育委員の皆さんとは御時間が許す限り、この件については議論をさせていただきたいと思っています。

それでは、教育長の任命同意についてと、教育委員の任命同意について、榊教育部長より報告をお願いします。

榊教育部長：教育長の任命に係る同意議案と今村委員の任命に係る同意議案でございます。いずれも任期満了に伴う議会に対する同意議案でございます。

いずれも同意をいただいております。

教育長につきましては令和2年4月1日から令和5年3月31日までの任期、今村委員につきましては、令和2年4月7日から令和6年4月6日までの任期で同意をいただいておりますので、全ういただきますようによろしくお願いいたします。

今村委員：分かりました。

柴田教育長：今村委員につきましては、辞令交付がまだあると思います。

それでは、福津市教育委員会事務に関する点検・評価報告書について、重富理事のほうから報告をお願いします。

重富理事：平成29年度事業分から始まりました点検・評価報告書でござ

います。

構成的には、「1 福津市教育委員会の事務に関する点検・評価について」、「2 教育委員会の活動状況」、「3 事務事業の取組状況と点検及び評価」、「4 点検・評価に対する学識経験者からの意見」ということで、前回の平成29年度分と同じような構成になっております。

今回は報告ということで終わらせていたのですが、実を申しますとこれは承認事項でしたので、本日お配りをして、読んでいただいて、次回の教育委員会で皆様の御意見等賜った上で、承認をしていただきたいと思いますと考えております。

ということで、本日はこれをお配りします。特に最後の学識経験者からの意見のところをしっかりと読んでいただければと思っております。

点検・評価ですので、重点事業シートに全て評価が入っています。「◎」、「○」、「△」、「×」とあるので、評価が適切ではない、というものがあったら、修正が必要になってくると思っております。

他にも、昨年記入していたことに対して、対応できていないのではないか、というところもあるかもしれないので、そのようなことも含めて、次回御意見等いただいて、承認をいただきたいと思いますと考えております。よろしくお願いします。

柴田教育長：よろしくお願いします。

それでは、続きまして、教職員の人事異動と市職員の人事異動についてです。

～人事案件については非公開～

柴田教育長：他に報告はございませんか。

藤岡指導主事：1点報告よろしいでしょうか。委員さんにお配りしている水色の冊子をご覧ください。

こちらは本年度から令和4年度までの4年間の上西郷小学校の、文部科学省指定の研究開発の今年1年間の成果をまとめた報告書です。今年度はいわゆる英語特区として、上西郷小学校の研究をしていました。新しく教育課程づくりと申しますか、令和2年度の本格実施に向けて、どのようなことが上西郷小学校でできそうなのかということを探りながらやっていた1年でございます。

したことと来年以降もやっていこうとすることを合わせて、まとめていますので、今年度やってみてうまくいったことと、うまくいかなかったことをつなぎながら、いよいよ来年からは令和2年、3年、4年と取り組んでいきます。令和3年、4年に関しては研究発表会も行おうと思っております。来年は実際に1年生からの英語学習の可能性や、同学年だけではなくて1

年生から6年生が縦割りグループで集まるときの英語能力の育成に関する研究も進めていきたいと思っております。

今年度版として取りまとめましたので、機会があれば目を通していただいて、また次年度以降御指導いただければと思っていますところ。

以上です。

15 日程第15 その他

柴田教育長：それでは、日程第15その他、笹田総務企画係長からよろしくお願いします。

笹田係長：56ページをごらんください。

今後のスケジュールで、本日から4月30日までのものを載せております。

3月31日（火）に、教職員の離任式を11時から図書館2階の研修室で予定しております。

4月1日（水）の赴任式につきましては、午後の予定です。場所は決定次第また御案内いたします。

4月7日（火）古賀竟成館高等学校入学式、こちらは藤井委員の出席をお願いいたします。

4月20日（月）中学校教科用図書採択協議会で、こちらは教育事務所で3時から予定されております。半澤委員の出席をお願いいたします。

4月22日（水）教育委員会の定例会、次回は9時半からこの庁議室で実施予定です。

以上です。

柴田教育長：ありがとうございました。

小学校と中学校の始業式は4月6日（月）にあります。

16 日程第16 閉会宣言

柴田教育長：それでは、令和2年度第3回の福津市教育委員会定例会を閉会させていただきます。ありがとうございました。